

兵庫県公報

平成25年9月24日 火曜日 第2529号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	1
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	3
○ 同上（同）	3
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（同）	4
公 告		
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	4

告 示

兵庫県告示第1170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

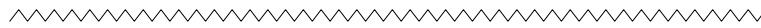
神崎土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
監 事	奥野恒夫	神崎郡神河町岩屋132番地の4
同	坂田義明	同 郡同 町東柏尾577番地の1
同	小林正治	同 郡同 町栗賀町320番地

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
監 事	奥野恒夫	神崎郡神河町岩屋132番地の4
同	坂田義明	同 郡同 町東柏尾577番地の1
同	小林正治	同 郡同 町栗賀町320番地



兵庫県告示第1171号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成25年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)ニチジョー (代)真野 和年	神戸市中央区港島南町 4-7-8	般-23 第101276号	一般	土木工事業、塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年6月20日
川重車両テクノ(株) (代)梅野 欽二	同 市兵庫区和田山通 2-12-14	般、特-22 第110173号	一般 特定	建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同

タツミ工業㈱ (代)巽 勢津子	同 市長田区苅藻通7 —4—1	特-21 第111072号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年4月30日
(有)山本電気設備 (代)山本 昭次	同 市同 区久保町9 —2—20—102	般-23 第110128号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月31日
(有)ヤマタカ (代)松山 千賀子	同 市同 区東尻池町 1—10—18	般-23 第113775号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月3日
(有)カワムラ (代)川村 精一	尼崎市南武庫之荘10— 13—12	般-23 第212173号	一般	土木工事業、とび・土 土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年6月14日
緑建工㈱ (代)三好 秀明	同 市北初島町16—16	般-20 第216948号	一般	大工工事業、左官工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、ガラス工事 業、塗装工事業、防水 工事業、内装仕上工事 業、熱絶縁工事業、建 具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年3月31日
奥西工務店 (代)奥西 利行	西宮市甲子園浦風町11 —27—401	般-21 第217974号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月14日
(株)黒木組 (代)安原 裕司	同 市池田町9—7— 303	般-22 第209063号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月17日
(株)弓矢組 (代)弓矢 弘幸	同 市名塩1—1—28	特-23 第209745号	特定	土木工事業、とび・土 土工事業、ほ装工事 業、しゅんせつ工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
西清建設 (代)西垣 哲夫	伊丹市奥畑1—94	般-20 第301891号	一般	石工事業、鋼構造物工 事業、しゅんせつ工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年5月20日
田原工夢店 (代)田原 義隆	同 市南町2—3—10	般-20 第215739号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月11日
浦鉄 (代)浦田 和朋	宝塚市高司2—19—26 —201	般-21 第302005号	一般	鉄筋工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日
北摂ガーデン(有) (代)内藤 公士	三田市南が丘1—2— 14	般-20 第301864号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年12月10日
(有)成栄興業 (代)田中 一馬	明石市大久保町江井島 582—1	般-22 第406177号	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業、 石工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、塗装 工事業、水道施設工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年6月5日
(株)板文 (代)利安 宏文	姫路市綿町67	般-23 第456989号	一般	大工工事業、建具工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年4月30日
(有)寿技建 (代)竹口 秀文	同 市広畑区東新町2 —62—3—703	般-22 第459351号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年2月28日
吉水建設 (代)吉水 英次	同 市北条1—57—12	般-24 第458794号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月19日
(株)稜雅 (代)永富 綾	同 市栗山町62—2	特-24 第551028号	特定	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業、 石工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
(株)東元建設 (代)東元 明仁	同 市林田町下構156 —3	般-22 特-20 第456397号	一般 特定	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業、 ほ装工事業、造園工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日

三木原工務店 (代)三木原 一男	同 市飾磨区妻鹿804 —3	般-23 第457897号	一般	建築工事業、左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年 6月 9日
榊福吉組 (代)山戸 貴広	同 市飾磨区清水2— 103	特-24 第461005号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
三優工業 (代)安田 修一	相生市陸本町3—25	般-24 第551866号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年 1月31日
高瀬設備工業 (代)高瀬 知男	たつの市揖保川町金剛 山293—2	般-23 第502762号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 4月30日
(有)ダイゴ (代)山中 英司	宍粟市山崎町庄能379 —1	般-24 第502829号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 5月 1日
西村建設工業(株) (代)西村 裕明	豊岡市九日市下町207 —1	特-21 般-22 第650880号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 6月 3日
北淡開発(株) (代)宮本 昌俊	淡路市小倉224—2	般-21 第801861号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 6日



兵庫県告示第1172号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨淡路県民局長から報告があった。

平成25年 9月24日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 被処分者
 商号又は名称 株式会社松谷不動産
 代表者氏名 松 谷 美智子
 事務所所在地 洲本市栄町3—1—55
 免許番号 兵庫県知事(12)第5975号
 免許年月日 平成24年 5月17日
- 2 処分の内容
 平成25年 9月25日から同年10月 4日までの10日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
 宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第1173号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

平成25年 9月24日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 被処分者
 商号又は名称 有限会社A-net
 代表者氏名 赤 田 正 行
 事務所所在地 神戸市中央区加納町4—8—15
 免許番号 兵庫県知事(2)第10828号
 免許年月日 平成20年 8月19日
- 2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第1174号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 豊栄興産株式会社
 代表者の氏名 権和人
 住所 神戸市東灘区青木6丁目7番16号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 D i n o青木駅前店
 所在地 神戸市東灘区青木6丁目177番2
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課
 縦覧期間 平成25年9月24日から同年10月7日まで

公 告

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーマルハチウディタウン店
 所在地 三田市あかしあ台5丁目31番1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要
 - (1) 青少年の非行防止の確保について
 青少年健全育成の観点から、専属警備員に店舗の屋内外を巡回させるなど、未成年者の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止策を講じ、警察などの関係機関と連携を密にして対処すること。
 - (2) 子育て支援環境の整備について
 乳幼児を連れた親子の来店も予想されることから、授乳スペース等の設置についても検討すること。
 - (3) 乗入口設置に伴う周辺交通への影響について
 市道への乗入口設置については、周辺交通に十分配慮し、安全確保に努めること。また、店舗設置に伴う周辺交通等への影響について、地域住民等に対して適切な説明を行うこと。
 - (4) 緊急車両の通行について
 来店車両が円滑に入庫できないことにより、周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生することのないよう対処すること。
 - (5) あかしあ台小学校・ゆりのき台中学校へ通学する児童・生徒の安全対策について
 あかしあ台3丁目から、はじかみ池公園前交差点までの間の一部は、あかしあ台小学校とゆりのき台中学校の通学路に該当することから、工事内容等（交通計画を含め）について、各学校へ十分に説明を行うこと。また、工事車両及び来店車両の通行においても、児童・生徒への安全対策を徹底すること。
 - (6) 店舗周辺の居住環境への影響について
 店舗周辺の居住環境への影響について、地域住民と十分協議すること。
- 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
あかしあ台自治会	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗出店に伴う交通の安全性を確保すること 店舗出店に伴い近隣の交通事情が大きく変化する。現状の店舗出入口設計及び誘導員配置計画では安全策としては不十分であり、住民は交通事故の危険に晒されることになる。各方面より提出されている対策案と現状設計を比較審議する場を設け、最も安全で且つ周辺住民が安心できる策を採用すること。 2 営業時間を夜20時までとし、地域のルールに合わせること 店舗は、マンションに隣接し、夜遅くまでの営業はマンション住民の生活に大きく影響を及ぼすものである。あかしあ台地区にある他のスーパーも20時までの営業としているように、出店者は地域のルールを遵守し、20時までの営業時間とすること。 3 自治会との運営協定を締結すること 出店者は、地域のルールを遵守するため、あかしあ台自治会と運営に関する協定を締結すること。 4 近隣住民との対話に応じること 大規模小売店舗立地法に基づく説明会等において約束した近隣住民向け追加説明会を開催し、交通安全対策、営業時間及びその他の事項について、近隣住民と課題を共有すること。
ガーデンコート神戸三田管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗駐車場出入口に関すること 市道あかしあ台5-33号線と市道あかしあ台5-32号線の交差点は、見通しが悪く非常に危険であり、過去に重傷事故も発生していることから、その付近に店舗駐車場出入口を設置しないこと。 2 営業時間に関すること 店舗は住宅地に隣接しており、夜間の営業は静穏な生活環境を大きく損なうものである。また、あかしあ台地区は、夜8時を過ぎると屋外活動を自粛するコンセンサスが出来ていることから、地域のルールを遵守し、営業時間を午前9時から午後8時とすること。 3 周辺の交通安全対策に関すること 店舗周辺の道路は、道路勾配や住宅の塀等の影響で見通しが悪く、また、駅や公園の利用者も多いことから、来退店経路を客に徹底するとともに、要所に交通整理人を配置するなど、交通安全対策を徹底すること。 4 近接マンション等への侵入対策に関すること 自転車・徒歩により来店する場合、近接マンション敷地を通過する方が近道であるため、客がその敷地に侵入し、マンション住民との軋轢が懸念されることから、マンション侵入対策を地域住民と協議のうえ、誠意をもって必要な措置を講じること。 5 店舗にたむろする若者に関すること 開発地に以前あったコンビニもそうであったように、若者がたむろし、ゴミの散乱や騒音が懸念されることから、若者のたむろ対策を地域住民と協議のうえ、誠意をもって必要な措置を講じること。

6 ゴミ対策に関すること

来店者によるお菓子袋等のゴミの散乱、野良猫・カラス等による被害が懸念されることから、これらが発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じること。

7 店舗出店計画について地域住民に丁寧に説明すること

5月15日、16日に大規模小売店舗立地法に基づく説明会が開催され、その際、再説明するといった項目について、結果だけを記した回答書をメールで送付するのではなく、誠意をもって説明会を開催し、住民に納得できる説明をすること。

8 地域の住民との協議に関すること

交通、騒音、振動、夜間照明、臭い等により、周辺住民の生活環境に影響が及ぶ場合又は及ぶ恐れのある場合は、地域の住民又は自治会と協議のうえ、誠意をもって必要な措置を講じること。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年9月24日から1月間